

## 第124回地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会議事概要

開催日時：令和3年8月6日（金）10：28～14：18

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員

〔政府〕寺崎秀俊内閣府地方分権改革推進室長、加藤主税内閣府地方分権改革推進室参事官、谷中謙一内閣府地方分権改革推進室参事官、筒井内閣府地方分権改革推進室参事官補佐、近藤貴幸内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：

令和3年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

### <通番32：地方創生関係の計画の整理・合理化（内閣官房、内閣府）>

（高橋部会長）典型的な計画の義務付けの話だと思う。この問題は全国知事会においてワーキング・グループが設置されて検討が行われるなど、地方側は大変強い問題意識を持っている。国会においても質疑が繰り返されるなど、非常に問題意識を持たれていると思料する。

これを踏まえ、地方分権改革有識者会議において調査をした結果、法定された条項数が実は過去10年間で約1.5倍、詳しくは平成22年に344だったものが令和2年には505になった。法令所管官庁が法定計画という形で当該事務について政策の推進を図ることについては理解するが、各府省がばらばらに対応を行えば、結局地方公共団体のマンパワーは全て法定計画に吸い取られて、肝心の住民サービスなどを行う余地が全くななくなるといことになりかねない。

令和3年の提案募集においては、この問題を特に重点募集テーマとして取り上げたという背景がある。そこで、これは各府省に共通してお願いしているが、令和3年の提案募集における計画策定関係の提案については、まずは法令上の対応を基本として各種見直しを御検討いただきたい。冒頭に各省に全て共通してお願いしていることなので、両部署におかれても何とぞよろしくお願ひしたい。

（大橋部会長代理）高橋部会長から説明があったような計画の並立という現象が、今日はヒアリング4日目だが、色々なところで出てきている。本日説明いただいたものと同じような説明が各省庁からあったが、それに対して法律上の整理ができないかということをお願いしているため、最初にその観点からお話したい。

例えば、実施計画は毎年、交付金の執行に関わるような内容を含んだ具体的なものなので、補助金適正化法や、その他予算の単年度ごとのチェックの仕組みがあるのだから、そちらで対応いただき、計画というような形で補助要件のような内容を計画化する必要が本当にあるのか。さらにそれを具体化して、複数年化したような地域再生計画があるため、恐らくこの2つの計画の内容が重なるのだと思う。

そうであれば、2つの計画を合体することをお願いできないか。さらに地方版総合戦略は、策定が努力義務として法定されているが、これも今日の説明では、総合計画なのだということだが、各行政分野で総合計画があったとしても、その中で重点事項については、その中に盛り込むことによって、他の計画を外すようなことはできないか。つまり、地域再生計画の目玉の部分を地方版総合戦略の中で記載する形で一本化はできないか。

もちろん厳密に丁寧をやろうとすれば、このようなやり方がベストなのかもしれないが、すでに地方公共団体も計画ばかり作られて、しかも重複するような計画の執行管理に追われており、実際の本務ができない。さらに、策定期間が重なっていて、今はまだローテクな状況で転記を行い、疲弊しているような姿が今年は多く出てきている。

この部局は地方創生で、地方を元気にするところが、地方を弱らせてしまったら何もならないので、マンパワーをしっかりと保てるような形で対応をお願いしたい。申請書が大部あったとしても、直感的に言え

ば、鑑の1枚を読めば、しっかりした内容かどうかは大抵経験的に分かると思う。そうだとすると、ある程度簡素化できるところは簡素化することをお願いできないかというのが今日の総論である。

一番にお願いしたいのは、計画の法定上の統合だが、それが難しいのであれば、個別の対応をお願いしていくということになるかと思うが、計画の三本並立という体制が本当にベストだと思っているのか伺いたい。今回の提案募集の中でも特に提案が多い計画であり、地方が大変関心を持っているということは、地方がこれにくたびれているということなので、そこをどう受けとめているか、最初に伺いたい。

(内閣府) どうしても全体の3つの計画の中で比較をすると、交付金の実施計画は、個別の事業をさらにブレイクダウンして記載をしていただいている。PDCAを回すためのKPI等を定めていただいているので、地域再生法の法定計画以上にももちろん細かいことが書いてある。ただ、重複する部分もあるので、この重複する部分については転記可能なソフトも開発をして、なるべく省力化をするというような取組もしている。今回の御提案の中には、そのソフト自体がなかなかうまく利用できないという御提案もあったので、その改良も検討する。

地域再生計画は初年度に認定をして、あとの3年間は変更がなければ別に作業は要らないが、実施計画は毎年提出が必要ということもあり、両計画の性質はどうしても異なるものとなるが、様式も含めてどんなことが可能かということについては、検討していきたい。

地方版総合戦略については、どうしても基本的な方針の部分になってくるので、統合することはなかなか難しい。

(高橋部会長) 技術的な助言であるということも明記していただくということも重要だと思うが、こと細かな手引きに即していなければ補助金がもらえないということではなく、中身が重要である。なので、中身の先進性があるで大まかに手引きに即していれば良いということも地方公共団体に明確にさせていただくことが重要だと思うがいかがか。

(内閣官房) 総合戦略は、基本的には国は5年に1回定めるという形になっていて、地方も同じように定めていただいている。もともと人口減少や東京への一極集中等が酷い中で、住みよい環境の確保、活力ある地域社会の維持といったようなことを目指して、国と同じように地方も状況について、それぞれの立場から基本的な総合的な計画を立てていただきたいということをお願いして策定いただいているところ、既にほとんどの地方公共団体が策定済みである。

そこに細かなことではなく施策の大きな方向性が書かれており、実際に執行していく段階になって地域再生計画であったり、補助金の申請の書類である実施計画というものになっていく。3つの計画策定ということで指摘はあるが、より大きな流れの中の計画として地方版総合戦略を立てていただき、細かいことを記載していただくということを考えているものではない。そこで大きな方向性が示されているものを具体化するものとして実施計画、それから、地域再生計画があるという立てつけになっている。

(高橋部会長) 承知した。地域再生計画、実施計画についてはどうか。

(内閣府) 特に実施計画が少し細かいが、この地方創生交付金を創る際に、従来の縦割りの補助金ではなく、地方公共団体の主体的に取り組む事業を応援していくため、各省の縦割りにならないような交付金として国から一元的に交付するというような建付けでやっている。

交付金の要綱の中で記載すべき事項は示しているが、それ以上にキャッチボールをし、一定の金額以上は有識者委員会にかけて採択するという手続を取っており、普通の交付金よりもさらに手間暇をかけているかもしれない。それが逆に言うと、こちらの売りでもあったが、具体的にどんな簡略化ができるかというのは考えていきたい。

(高橋部会長) 中身が重要。我々も補助金を申請するときに要綱にこだわる。しかし、本当は中身が重要なので、申請者側に分かるように伝えていただくことが重要だと思うので、工夫をぜひお願いしたい。

(内閣府) 部会長がおっしゃっているのは、恐らく交付金の申請する上で手引き、申請する上で中身を見るということか。

(高橋部会長) 地域再生計画の認定も同じだと思う。

(内閣府) 手引きは、地方版総合戦略の策定に当たっての手引きということなので、手引きに沿って書いていただいているかどうかを交付金の申請上、勘案しているわけではないことだけ補足する。いずれにしても、交付金の申請は当然事業の中身が重要なので、そこはもちろん手引きとは別にしっかり見ながら、過剰な負担をかけないようにというところがポイントだと認識している。

(小早川構成員) 地方がよい事業を住民のためにやれるということが目標なわけである。そのためにKPIや効果の検証を含む計画手法というのが必要であり役に立つのだということが、地方で本当に納得されていれば、こういう提案は出てこないのではないか。やり方を細かく示すのであれば、それが本当に必要なのだ、合理的なのだということを地方に納得させる手順が必要だと考える。それが欠けていたのでこういう状況になったのではないか。

(内閣官房) その点については、毎年、効果検証委員会のようなものを開き、そこで有識者の先生に我々の行っている事業について、KPIの審査やどのような取組をすることで事業の効果が上がるのかについて検証していただいた上で、毎年報告書を作成している。その中でPDCAサイクルを回すに当たっての留意点を含めて、地方の方々にも情報提供はさせていただきながら進めているところ。これからも我々の意図が伝わるようには改善を進めていきたい。

(小早川構成員) 意図をたくさん伝えるだけではなくて、その結果として、それならここまではやむをえない、そのようにやったほうが良いという納得が得られるかどうかということだろう。

(大橋部会長代理) 1つ目は、この手引きの内容について、このKPI自体は法定されていないもので、これを何か義務付けているような印象をすごく受けるので、相当緩和した形での書き方はできないかということ。

2つ目は、作成ツールについて、あれはずっと使えるのではなくて、初年度だけしか使えないとの意見があるので、普遍的に使えるようにしていただきたいということ。

3つ目は、記載事項が相当多く、転記で困っているという話があるので、以下〇〇参照というような形での記載でも可ということにできないかということ。

あと、地域再生計画を事業ごとに策定する必要があることについて、一本にまとめてつくるということも可能にしていだけないかということ。これは、法律が3つあって、目的は同じところに向かっているのに、3つあるがために窓口が複数存在し、担当者の言うことが違って手戻りがあるという話なので、窓口の一本化を行っていただくということをお願いできないかということ。

また、作業時期が同じ時点で重なって大変だという意見があるので、時間管理の観点で、少し地方公共団体が苦しまないようにしていただけないかということを具体的に検討いただきたいが、いかがか。

(内閣府) 基本的に対応させていただきたいと考えている。転記ツールは課題だと思っている。簡単にするために作ったものが、逆に手間になってしまっているというような指摘をいただいているので、改良したい。

(高橋部会長) 特に窓口の一本化について、一緒にヒアリングの場にみんな出てきて1回で聞いて、その1回聞いたことを踏まえて内部で議論して、地方公共団体にこう返しますという作業でないで困る。行政手続法の11条があって、これは国民向けの話だが、地方公共団体が申請するという点では国民の申請手続と共通しているので、そういった意味では、一緒に聞いて、内部で調整したものをと一遍でお返りする、という実質的な一本化をぜひお願いしたい。

(伊藤構成員) もう既に先生方から御指摘いただいたところをきちんとお答えをいただきたい。今後検討ということになると思うが、窓口の一本化について、具体的にどのようなイメージを持っているか、もし現時点での見通しがあれば、教えていただきたい。

(内閣府) 窓口については、地域再生計画と交付金の窓口が異なるのを一本にする、地方公共団体とやり取りするとき、今はオンラインでできる形になっているので、こちらの担当が複数いたとしても、画面共有して同じ情報を共有するような形で、極力一本化をするというようなことをやっていきたい。

(内閣府) 補足で、例えば実施計画について地方公共団体の方と相談し、その結果を地域再生計画のラインとしっかり情報共有をして、どういう部分についてやり取りをして、どういう部分について計画をブラッシュアップすることになっているのか情報をきちんとこちらの中でも共有するというのもイメージをしている。

(大橋部会長代理) 地方公共団体の方と実際に定期的に会われて、御意向を聞くという形でのブラッシュアップを心がけていただいて、絶えず更新していくような手続をどこかで取っていただきたい。

(内閣府) 承知した。

補足で、毎年春と秋の時期に地方公共団体と、今はオンライン、出向けるようになれば現地へ出向いて都道府県なり市町村の方々ともやり取りしている。そういった仕組みなどをうまく活用することも、大橋部会長代理がおっしゃったお話からするとあり得るのではないか。

<通番 34: 中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に係る権限の移譲(経済産業省) >

(高橋部会長) 国が事業分野別指針をつくり、最新のものにしなければいけないということだと思う。しかしながら、関西地区の革新的なベンチャーであるとか、産業動向があるので、それを国全体の、北は北海道から南は沖縄まで全部の共通したものに入れ込むというよりも、むしろ、関西地区の産業特性に合わせた形で新しい芽を吸い上げていくという点では、国家戦略特区のようなものをイメージすべきである。しかも、関西広域連合という受け皿があるので、そこにまとめて権限を下ろしたほうが、私は有効だと思うが、その点いかがか。

(経済産業省) 国家戦略特区のような考え方とは、エリア限定ということだと思う。今回は、権限そのものを地方に移譲するという事と認識している。

(高橋部会長) 関西広域連合に関西地区のところだけ下ろしてくれということである。

(経済産業省) ベンチャーであるとか、関西地域における特色はあろうかと思うが、これはやはり認定と結びついた制度である。事業分野別指針に基づいて経営力向上計画の認定がなされる。したがって、事業分野別指針は、実際の認定制度等も加味してつくらなければいけない。さらに、その認定に基づく支援策は国の制度であることから、国全体の財政も考慮した上でつくらなければいけない。もちろん地方の実情、地方の産業を考慮すべきというのは、そのとおりだと思うが、それももちろん含めた上で、国全体でつくるべきではないかと考えている。

(大橋部会長代理) この法律が始まって5年経っているという話で、提案団体からは、その5年経った中で、指針がまだ策定されていない分野があるということで、自分たちは関西を場面にして、未策定のところについて課題を発掘したいと聞いている。具体的には、ソフトウェアなど、インターネット関連等のIT関連分野、特にそういう事業者、小さな事業者をどんどん成長させるというようなことをやりたいのだと。そのような指針未策定の分野から取り組むようなことをやって、強くしていきたいと。しかも、この場合の場面は、関西地区なので、先ほどの説明では日本の全国の中でも一部だという話だが、やはり関東に次ぐ2番目の大きなエリアで、そここのところがこういう新しいところについて発掘を行うということはいいいこと、あまり妨げないほうがいいというか、むしろこのようなものを排除して全国からの募集に固執して最大公約数の内容に限定してしまったら、かえって事業者は育たないような気がする。そこをうまく拾い上げてほしいという提案だと思うので、あまり大上段に日本全国の中の一部、関西限定だから駄目というのではなくて、折り合えるような知恵はないのか。

(経済産業省) まさに折り合えるような知恵というのはそのとおりだと思っていて、情報通信分野における指針がないというのも、そのとおりだと思っている。現実には、今、情報通信分野の起業が妨げられているわけではなくて、その指針のさらに上にある基本方針に基づいて申請することはできているので、IT分野の企業が申請できていないという状況にはなっていないと思っている。

指針未作成の分野についても、これからつくことは可能ではあるので、ぜひつくってほしいという要望については、ぜひ相談いただければ、国全体の指針をつくるということには、全くやぶさかではない。ただ、関西だけに適用される指針をつくるとなると、指針に基づく認定権限ごとに関西エリアだけ、ということになってしまう。

(高橋部会長) それが関西広域連合の提案なので、それは支障の理由にならない。

(経済産業省) 関西エリアに基づくという提案だということは理解しているが、ただ、この指針なり、具体的な認定事務は国の支援制度とリンクをしており、しかも、業界団体であるとか、関係省庁とも連携をしなければいけないという制度の立てつけがあるので、そこに支障が出ると、やや事業者も困るのではないかと。

(高橋部会長) 統合補助金の制度がある。例えば、5年間で一定量については、関西広域連合に各省庁の補助金の一部を割り当てる、と。5年間の中で関西広域連合において裁量でやってくれということだって可能だと思う。

(経済産業省) 補助金の件は、指摘のとおりである。

(高橋部会長) 制度設計はやりようがあって、国の認定権限と結びついているからできないというのは、私は理由にならないと思う。折り合えるところというと、例えば、指針がない分野について、関西広域連合のエリアについては、認定と一体として追加的に指針を策定できるとか、いろいろあると思う。かつ、各省との協議という話だが、これは関西広域連合が国と協議すればいいし、事業者についてだって、関西の事業者と密接に連携して、関西の特質にふさわしい指針をつくるということだってできる。だから、今の話は理由にならないと

思う。

(経済産業省) 認定に基づく支援策については、国がつくることになっている。この支援策を関西エリアだけ異なる基準であるとか、異なる運用で認定するのは、全国との関係でかなり厳しいのではないかと考えている。

(高橋部会長) 関西広域連合が各省と話し合って折り合えばよろしいのではないか。

(経済産業省) 各省と折り合って、関西エリアだけ違う基準、もっと言えば緩い基準もあり得ると思うが、そういった緩い基準、かつ緩い認定運用で折り合うというのは、実際はかなり難しいのではないかなと考えている。緩いというか、柔軟なということもあろうかと思う。厳しく認定するというのもあり得るかもしれないが、実際は産業育成ということを提案内容に書かれているので、柔軟な運用をするのではないかなと思う。

(高橋部会長) 追加なのだから、あるものを緩めることはあり得ない。

(経済産業省) 新たにIT分野について、国全体の指針をこれから作成するのはもちろんやぶさかではないが、関西エリア限定の指針をつくり、計画を認定するのは、いかがなものかと考えている。

(大橋部会長代理) 確かに国の財政支援と結びついているのは、そのとおりだと思う。お財布ごと渡して買い物に行かせるようなものだから、怖くて仕方ないということかもしれないが、限定をつけるということは当然あり得る。

それで、関西限定と言うけれども、これだけいろいろな物流とかビジネスが、国内だけではなくて世界的に広まっている中で、関西のITを強くしたら、やはり国益につながるわけで、関西だけ得たからという発想は何か違う気がする。やはりそこで強く育てることができるのであれば、今できていないところについて、そこにお金を入れて、その公益は関西エリアを超えて実るものだと思うので、先ほどからの説明は何か理屈が違うのかなという感じがしている。

(経済産業省) 関西は計画認定件数だけでも全国の認定件数のうち2割を超える大きな経済圏であるので、波及効果はもちろん大きいというのは、そのとおりである。ITを育てたい、そのための指針がないというのも分かるので、その計画をつくることについては、全くそこは一致していると思っている。

(大橋部会長代理) 日本が戦略的に見て、やはり特に強くしていきたい分野というのは、国から見ていてあるわけである。このようなところをやりたいというものがある、手が拳がっているのを、みすみすスルーするというのは、何か非常にもったいない気がする。

(経済産業省) スルーするわけではなく、指針をつくるのはもちろんオーケーなので、提案も相談も受け付けるが、それを関西だけに適用することや、計画認定を関西だけに限定することはいかがなものかと考えている。

(大橋部会長代理) ただ、今の指針策定から計画認定という制度の現行の枠の中で、やはり乗りきれていないという現状があるので、やはりどこが目詰まりなのかということはチェックし、この提案を実質的に具体化できるような形での制度変更なり知恵を出して周知していただくということは必要なかなと思う。

(経済産業省) 今の制度の枠組みの中の運用の改善については、もちろんやっていきたいと思っている。ただ、国の指針策定権限、認定権限そのものを地方に移すとなると、大きな法律改正も含めた検討になる。

(高橋部会長) 我々は法律改正を求めており、我々としては国家戦略特区みたいに権限を下ろしてくださいというのが第一の願いである。もっとも、一方で、関西だけということで問題があれば、同じように、例えば地域限定についてあまねく都道府県にそういう追加的な指針策定の権限を下ろす仕組み、もしくは都道府県に限定されるような部分的な指針を制度のなかに入れ込むなど、いろいろなやり方はあると思う。ぜひこの提案を生かすような方向性で、そのところはどうか。

(経済産業省) 繰り返しになるが、国家戦略特区法のようなもので法律改正も含めてということだと思っているが、法律改正は別に置いておいて、法改正をすべきかどうかについて、それは国家戦略特区法を担当されているところとの調整になろうかと思う。

(高橋部会長) 国家戦略特区の管轄になるのか。地方の制度だが。

(担当参事官補佐) 法律改正になれば、地方分権一括法で対応することになろうかと思う。もちろん国家戦略特区担当との調整が必要となる可能性はあるが。

(経済産業省) 地方分権一括法に組み込むかどうかは、我々だけで答えることはできない。

(高橋部会長) それは当然関係部局とよく調整していただく必要があると思う。同時に、都道府県にも追加的な指針策定権限を下ろすなど、いろいろあると思うので、ぜひ事務局とよく相談、協議いただきたいと思う。

## <通番 21：農業委員会委員の過半数を認定農業者等とする法定要件の緩和（農林水産省）>

(大橋部会長代理) 今回の提案が出てきた前提としては、認定農業者に限定をすることで制度がスタートし、結果的には、現役で働いている農家のお父さんをターゲットにすることになっている。しかし、その人は実際には仕事がたくさんあって、農業委員会のほうの仕事にはなかなか関わってもらえず、地方公共団体の担当部局の人は認定農業者を探し歩いているというような形になって非常に苦労している。特に女性を増やそうと30%という目標を掲げているのに、結局、認定農業者になっている女性は5%未満なので、そもそも前提の原則が非常に狭いと思う。他方、リタイヤしたおじいさんは農業の知見があって比較的自由度があるから、そういう人に出てきてもらっても全然問題ないし、認定農業者でないお母さんであっても、家の中でいろいろ見聞きたり、相談もできたりとかして、農業についての知見があるから、その方が出ていっても何にも遜色がないというような状況がある。

そういう人を迎え入れることができるよう、結果的に言うと、要件を緩めないで、結局この問題は解決しないのではないかというのが根っこにあるので、認定農業者というスタートラインの関係、8条の基本的な枠組みというところについて、どうお考えなのかということをお聞きしたい。

(農林水産省) もともとこの認定農業者に限るとスタートした背景については、認定農業者の人がこれから農地を担っていく必要があるということから、この3条の許可をつかさどる農業委員会の過半は認定農業者とすれば、担い手たる認定農業者に対する農地の集積・集約化につながるだろうという考え方で始まっている。一方で、先生がおっしゃったように、現場の実態においては、なかなかそうもいかない事態があるということで、法律制定当初から例外措置を省令で書いている。では、今度は省令で書いていることについて、これまた現場の実態どうかということがあるので、現場の実態も踏まえながら、男女共同参画の話も勘案しながらこの省令を弾力的に見直していきたいと考えている。

(小早川構成員) 私も大橋部会長代理と同じ認識だ。要するに、認定農業者は、法人でなければ多くは家族経営の中の代表者である。しかし、担い手は結局集団であり、その中で代表できるような人であれば、別に認定農業者として認定された人でなくてもいいのではないかと。そこを、「準ずる者」として省令レベルで緩めているという御説明なのだろうが、そういうスキームを使っていくことが、また手続的にいろいろ問題があり、現場の各市町村では苦労している。だから、認定農業者という仕組みを持ち込んでいることがそもそも制度の趣旨に必ずしも合致していないということが基本的にあると思う。要するに、そういう担い手集団を代表できる人であれば、まさにおじいちゃんでもお母さんでも良いわけであって、そのように柔軟にできるよう、法律で処理するのが一番いい。いずれにしても、今、現実に生じている支障がなくなるような努力をしていただけないか。

(農林水産省) 法律で認定農業者をとすることは、やはり認定農業者自体は市町村の認定を受けて、その地域の農業を中心となってやっていく方々であるから、その方々が地域の農業や農地の状況をよく見て判断をしていただくということが法律自体の趣旨である。我々としては、そういったものを踏まえて制度を回していきたいと思っている。一方で、認定農業者がなかなかいらっしやらない地域もあるので、それについては弾力的な運用ができるような措置を講じているので、その中で考えてまいりたい。

(高橋部会長) 省令を見直していただくのはありがたいが、大橋代理も発言したことも含めて、また、男女共同参画という観点も含めて、本則そのものを見直すべきではないか。認定農業者を担い手に位置づけてはいけないという話ではなく、その政策的な意図はよく分かるが、それを過半数要件という形で位置づけるのが本当に妥当なのか。制度をつくるときも、例えば認定新規就農者、集団営農など、担い手になり得る人はほかにもいろいろいるのではないかと議論もされたようである。そのような人も含めて、どんな形で農業委員会の構成を法律上表現するかというのを、もう一度検討いただければありがたい。

(農林水産省担当者) 今回安城市などから、意見をいただいたことは承知している。一方で、ほかの農業委員会では、約4割ちょっとのところは現状でよくなったところもあることもまた事実である。この2つを考えたときに、すぐいきなり法律でいくのがいいのか、それとも、省令をもっと弾力化していくということがいいのか。多分一番引っかかっていると思われるのが、この認定農業者数が委員定数の8倍以下というところだと思うが、この倍率がいいかどうかなど、この辺をもう少し弾力的にできれば現場としては変わってくるだろうと考えている。あとは認定農業者に準ずる者についても、その際、もう少し広げられるかどうかということをお聞きしたいと思っている。

(大橋部会長代理) この過半数要件のところの15人に1人という数字をアンケートで聞いて、それを満たすよう

策定された、本当に分からない基準があるが、全国農業会議所からもこういう指摘が具体的に出ている。

提案団体の数を見るとかなり多いので、うまくいっているところはあるのかもしれないが、やはり問題を指摘するところが非常に多い。農業者からも現場を知っている自治体からもこういう意見が出ており、農林水産省もそういう問題意識はお持ちだということなので、これを追い風にして、柔軟化を図らないと、もう高齢化が進み、女性が限定されるという中で、先々展望が持てないと思うので、ブレイクスルーするような形での改善をお願いしたい。

(農林水産省) 問題意識は我々としても持っているが、一方で、高齢化という中で、新規就農をしっかりと促進していくという中で、そういった方の中から当然今後認定農業者を増やしていくという政策も採っている。女性の感性を生かして経営を展開していくということも出てきているので、女性の認定農業者を増やしていくことも、進めていきたいと考えているところ。

(勢一構成員) 確かにこの制度の期待としては認定農業者に地域の農業を牽引していただくと同時に、農業委員会の議論もリードしてほしいという趣旨で認定農業者過半数というのでスタートしたと、国会の議論にもあり、その理念は間違っていないのだと思う。その後、全国農業会議所の今年の調査では、認定農業者がそれでもまだ少ないという問題と、認定農業者の農業経営が忙しく、そのために活動が制限される、忙しいから就任が断られるということが現場で起きている。理想的な制度を追求するというのは非常に大事ではあるが、現場でしっかり取り組んでもらう体制を構築していくという意味では、現場の現状を把握した上で、それがワークするような形での条件の設定を考えていくことが制度を担う責任がある官庁としては重要なことではないか。過半数要件の緩和を求める声と併せて、認定農業者とみなす者の本則化の方を求める声もあるので、法8条の規定の原則論のほうも、ぜひ今回検討いただきたい。

(高橋部会長) 農業委員の公選制を廃止されたときに名誉職になっているという批判があったという紹介があった。認定農業者は忙しいので、農業委員会の活動に真面目につき合えない場合、逆に農業委員会の活動が形式化していく要素になりかねない、マイナス要因にもなりかねない要素があると考えます。実質的に農業委員として活動でき、認定農業者と同様な知見を持っている方に広げないと、農業委員会の形式化にもつながりかねないところがあることから、本則を検討いただきたい。

(小早川構成員) 認定農業者というのは農業経営の責任を負う人である。その認定農業者と、農業委員会に委員として出て、地域の農業政策を議論する者は、同じである必要はないと思う。担い手から出すということはいいとしても、その資格の決め方というのは両方一致させる必要はなく、むしろ一致させているために無理が出ているのではないか。

(農林水産省) いずれにせよ現場の方によく話をお聞きし、現場の方に私どもの制度の考え方も理解をいただくようにしながら弾力化の部分について検討したい。

(高橋部会長) ぜひ御検討いただきたい。2次ヒアリングに御回答を持ち寄っていただければありがたい。

#### <通番 28：土地改良法に基づき市町村が定める応急工事計画に係る議会議決を不要とする見直し（農林水産省）>

(高橋部会長) 前提として、市町村の場合は、負担金徴収に関する3分の2の同意は要らない仕組みになっているということか。

(農林水産省) 法律上はそのようになっている。

(大橋部会長代理) 議会の議決は何で必要なのかという整理が必要なのだろう。一つは土地所有権についての制約を伴うということがあるのかもしれない。その他、予算に関してのチェックが必要であって議会が入っているところからスタートしているのだろうとは思っている。ただ、結局、土地改良事業の通常の事例、例えば区画整理みたいなのところと比べると、現状をさらにデラックスにするなど、いろいろな選択肢がある中でやっていくような事業をやるときには、やはりどこかで同意を取っておくというのは必要というところから始まった仕組みだと思う。しかし、この応急の災害復旧は、結局非常にダメージを受けたところについて、公がそこを元の段階まで戻すもので、一般に嫌だというような話では全然ないわけである。そこで、関係者の同意の意思が読み取れるのに、あえて議会でもう1回イエスと言いなさいということを求める意味がどこにあるのかということ、自治体に聞くと、3か月必要になっているとのことであり、せっかく査定前着工とか、いろいろな工夫をしている中で、ここでブレーキを踏んでどうするのだろうということもある。これだけの異常気象が続き、特に最近では地震だけではなくて水害や土砂災害の被害が非常に多くて、内訳から言うと、市町村の部分はかなり

大きいのだとすると、中身も定型であり、議会議決を維持することの正当性はないのではないかと。結局議論することは工法などであって、議会で議論してもらうのになじまないような内容のことがメインになっている。お金については、議会側に予算は予算で、一般には説明しているということなので、そちらの方の正当性も担保する道があるということからすると、何かここに議決制を残しておく合理性や正当性がなく、むしろこれを削った方が、この事業の観点からすると合理性があると見えるので、積極的に対応していただきたい。

(農林水産省) そもそも必要性については、原形復旧、改良復旧とも農家はもちろん、周辺の非農家を含めた住民の方々の意思を確認するために、その代表となる議会の議決を要する手続きとしていると考えられる。昨今の市町村の合併や社会情勢の変化も踏まえ検討してまいりたい。

(高橋部会長) 当初の土地改良区に擬えた仕組みと並び立ってこない世の中になってきたという話だと思う。規模が大きくなった市町村と土地改良区とは同一視できない。

(伊藤構成員) 土地改良区との並びで市町村の規定がなされているということについては、形式的に見ると、やはり土地改良区の総会と市町村の議会を同視できるのかどうか。実際にその関係者が直接参加している総会と、選挙というプロセスを経て代表が参加している議会を同一視するという事は、組織論的に見ても当然に出てくるような考え方ではないと思うので、柔軟に考えていただきたい。

(高橋部会長) 3分の2同意要件を復活させるかもしれないという話もあるが、提案団体ともよく相談していただく必要があると思うが、いかがか。

(近藤参事官) 提案団体も含めて、農水省といろいろ議論させていただきたい。

(高橋部会長) 逆にまた負担になる可能性があるなので、少し慎重に提案団体等を含めて議論していきたい。

(近藤参事官) 承知した。

(大橋部会長代理) 実際に復旧事業で費用負担を求める事例はどれくらいあるか。弱った人にさらにお金を出せというのは少し考えにくい。

(農林水産省) 個々のケースや市町村によっても異なる。例えば国庫補助を行う場合、国の補助はかなり高率なものになる。ただ、市町村の地元での負担が一部出てくることが多い。その一部について、市町村が全額負担するのか、あるいは農家の方の負担も伴うかについては、個々の市町村のお考え次第である。

(高橋部会長) その実態も含めて少し検討いただきたい。引き続き2次ヒアリングに向けて作業いただきたい。

## <通番 22：農地の一時転用許可が不要な場合の追加等の見直し（文部科学省、農林水産省）>

(高橋部会長) 最初のお話から議論していきたい。まず、前提として、33ページの整理は性格としては技術的な助言なのか、どういう形で整理されているのか。公益性の高い施設である用地選定の任意性が少ない場合というのも法令に書いてあるのか。

(農林水産省) 資料左側の「類型」はこういう基準に当たれば許可不要にできますなどとお示ししているわけではなく、右側の「許可を要しない場合の概要」ということで列挙してある法律と省令に規定しているものを見て、大体こんなものが現行許可不要となっているのではないかとという類型化を行って、共通の性格のようなものをくくってみたということ。

(高橋部会長) 許可不要にするためには省令改正ということか。

(農林水産省) 省令改正が必要になる。

(高橋部会長) 省令改正を御検討いただくということでよいか。

(農林水産省) 基本的には、許可不要として省令に列挙してある公共性が高く任意性の少ない、例えば鉄道施設や送電施設であっても、事業の実施前に転用許可権者に相談していただき、営農上は問題ないことを確認しながら進めていたりもする。同じ公的機関の中の話であるが、実際、試掘調査というものがどのような形でされていて、どれぐらい土砂が出て、周りにどんな影響が出るのかということを確認させていただきたいと思う。

初めから全然検討しないわけではない。文化財の調査で、ほかの場所で代替できる話でもないと思われることから、許可を不要にした場合にどういう措置が必要なのかという形で検討を進めていきたい。

(大橋部会長代理) 農地法の4条1項に許可不要なものが挙がっていて、さらに省令で追加されている。学校や道路というような公的な主体が行うものと並べてみた場合に、教育委員会という公的な組織が埋蔵文化財の試掘調査のために行うものは、横並びで考えることができるくらい公益性の高い事業ではないか。

(農林水産省) 横並びで考える方向で臨みたいと思っている。しかし、一方で実務的には例えば省令で許可不要



としている鉄道施設を造るときに、実務上は、大体こんな形でやるというのを事前に調整し、許可という形はとっていない例もあるので試掘調査というものが、農地にどういう形の影響を及ぼすものか、あまり影響はないのではないかという気はしているが、そのところがよく分かっていないため、文化庁と相談させていただいて考えていきたい。

(大橋部会長代理) 基本的には不許可にする方向で考えているが、1次回答の代替措置の中身は、結局、農業に支障が出ない形で復旧されるかといった支障が残らないことを確認したいということと理解した。ぜひ地方公共団体や教育委員会に事例の処理の中身を確認していただきたい。

また、試掘調査が年間1万何千件とあり、提案団体から聞いているものだと不許可の事例はないとのこと。そうであれば、やはり中身を調べていただき、定型的内容で、主体が教育委員会のため、原状復旧についても信頼を持ってやってもらえていることが確認できれば、許可不要の方向で進めていけるということか。

(農林水産省) そのとおりである。

(文部科学省) 開発に伴う試掘調査については、その後の開発との調整等を考えても非常に重要なものである。各自治体において試掘確認調査を行うことは適切なことと考えており、その実施に当たり、全体の状況の中でスムーズにいくのであれば、それは相手方の事業者にも益するものと感じている。

そういった意味で、農地の関係で試掘調査をすることでどれだけ影響があるか否かは、各自治体の調査の判断があるため、影響のない形で教育委員会が関係者と調整をしていくものだと考えている。

(高橋部会長) 農水省の作業に積極的に関わっていただければありがたいと思う。2次ヒアリングまでにはある程度の方向性が定まるか。

(農林水産省) できるだけ文科省とも相談しながら進めていく。自治体で教育委員会が試掘調査をするときに、例えば周りに土砂が流れていかに沈砂池を造るなど、いろいろ工夫されていると思うので、そのような点を確認させていただきたい。

また、一時転用許可後に、確実に埋め戻すということを教育委員会でルール化されているのかを確認させていただく。確認の仕方は、文科省にルールを教えてもらった上で、最後はどうするか決めるという手順だと思っている。11月、10月に間に合うようになるべく進めたいと思う。

(高橋部会長) そのような方向でお願いしたい。次に、2番目の議題に移りたいと思う。この通知は技術的助言ということではどうか。

(農林水産省) 一種の技術的助言である。

(高橋部会長) では、許可権者が裁量で転用許可期間を決められるということで承知した。

(農林水産省) 一方で、このようなQ&Aを出しているのは、規制改革の方で許可の予見性が低いから、A市町村では許可が出るが、B市町村では許可が出ないという話もあり、なるべく全国統一的な運用になるように技術的助言をQ&Aのような形でやっているのが実際のところ。

(高橋部会長) 農地の大半が荒廃用地を再生利用というのは、どのような場合なのか。

(農林水産省) 提案を見ると、荒廃農地に隣接して荒廃農地以外の農地が一部含まれており、土地として連担しているケースが挙げられている。先ほど申したとおり優良農地に一部荒廃農地が入っているからといって、それを一くくりにして全部荒廃農地と言われると、我々も立つ瀬がない。荒廃農地のほうが少なくとも多くないと、荒廃農地の基準を適用しましょうという話にはならない。

(大橋部会長代理) 今の説明は提案団体を含めておそらく一番関心があるところだと思うので通知等で明確にさせていただきたい。

(農林水産省) 制度を専門的に詳しく知っている方に相談しながら進めるつもりだが、先ほども申し上げたとおり、あまり何でも読めるように書いてしまうと、全国的に統一が取れない。それはそれで、規制改革の方でお叱りを受けているので、そういう意味で、どう書くべきかはこれからだが、明確にする方向でやっていかないといけないと思っている。

(大橋部会長代理) 荒廃農地のほうが多くなるのが最低ラインということではどうか。

(農林水産省) 多いほうがいいが、それは程度や実態の問題もある。

(高橋部会長) 荒廃農地は農地として再活用できるのか。

(農林水産省) 荒廃農地の上に支柱を立てて太陽光発電をするが、支柱の下でも営農することが大前提であり、荒廃農地を再生するため10年間の許可を認めるというのが、今の制度の成り立ちである。そういう意味では再生してもらっている。

(高橋部会長) いつ通知になるのか。

(農林水産省) 今年度中にするが、何回も改正すると現場は混乱するので、例えば年度末あたりでほかの改正事項とまとめて改正したいと思う。

(高橋部会長) では、そういうことでぜひ検討をお願いしたい。

#### <通番 27：農村地域産業等導入基本計画の廃止等（農林水産省）>

(高橋部会長) まず、私のほうから総論的な話をさせていただきたい。計画策定の義務付けについては、全国知事会でワーキング・グループが設置されて検討が行われるなど、地方でも強い問題意識が持たれている。国会においても質疑が繰り返されるなど、これまた強い問題意識をお持ちである。これを踏まえて地方分権改革有識者会議において調査した結果、法定された条項数が過去 10 年間で 1.5 倍に増加していると、平成 22 年に 344 だったものが令和 2 年には 550 に増えている。我々の問題意識としては、所管の事務について有効かつ遂行を確保するために法定計画を義務付けるといのは問題意識としては分からなくはないが、これを全府省が一斉に行うことになると、結局、地方公共団体のマンパワーが割かれ、本来の仕事、もしくは総合的な行政事務の遂行に非常に困難を来す事態を招来する。そういう意味で、今年度、令和 3 年の提案募集における重点募集テーマとしてこの問題を取り上げた次第である。令和 3 年の提案募集における計画策定関係の提案については、まずは法令上の対応を基本とし、義務付けの相対的な廃止、縮減の方向で足並みをそろえて御検討いただくということを全省庁にお願いしている。農林水産省におかれてもぜひその方向で御検討いただきたいということを、まず冒頭に申し上げたい。その上で、個別の話に移りたい。

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律のように、事実上、例えば区域指定、業種指定を適切に行い、それにふさわしい負担の少ない手続で業種指定などを含んだ決定をすれば、何も計画形式を採る必要はないのではないかと思うが、いかがか。

(農林水産省) まずこの制度は、計画をつくらなくてはいけないというのではなく、県は基本計画を作って、こういう形で土地利用を誘導すると、例えば土地改良事業のかんがい排水事業をしたところの転用に緩和措置が講じられるなどがメリットとなっている。その前提として、農業について、ここの地域では工業を導入する一方で、例えば集約化なども一生懸命やるし、面整備とかもしっかりやるというのが前提になって、それで、農業政策上も役に立つような業種を誘導することについても一定の配慮をしようという仕組みである。例えば計画の義務付けとしては、農振法や経営基盤強化法など、すべからず市町村や県が作っているようなものが問題という気もするが、これは、そのようなニーズが出てきたところでやる話ということなので、そういう意味では、義務付けをして絶対にこれをやらせなくてはいけないと思っているものではない。

(高橋部会長) 義務付けというのも、今言った典型的な義務付けもあるが、この場合、例えば市町村がこういうのをやりたいと言ったときに、県の計画がなかったらできないため、県は計画を策定せざるを得ない。

(農林水産省) 鳥取県の主張によると今の運用は業種を追加するたびにその業種を県も一緒に追加しなくてはいけないから、制度的に県の計画変更というのが義務付けられる形になっているということでは。

(高橋部会長) もともとの制度の趣旨を今問題にしている。鳥取県の例は、その制度に伴う事実上の主張の話をしている。これに対し、今の話は、基本の仕組みのところについて義務付けではないとおっしゃるから、義務付けにもいろいろな形態の義務付けがあって、これも一種の義務付けではないのかという話をしている。

(農林水産省) 今は市町村がやりたいときに、県も一緒に計画変更しなくてはいけないような運用になっているので、そういうような不満が出ていると理解している。

(大橋部会長代理) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第 5 条第 5 項で、実施計画を定めるときには基本計画の内容に則するというのが条件になっている。実施計画を現行法の下で適法に制定しようとする場合には、県の計画がこの段階では必ずなければ実施計画が適法に策定できなくなるので、その限りでは、法律上、基本計画は都道府県ができると書いてあっても、もうそれは作ってもらわざるを得ないという観点で、県は義務付けられていると言っている。

(農林水産省) 税法上の特例措置や農地転用の配慮規定で運用上も農地転用の制度とリンクしてやっているの、我々としても県の運用が適法、我々とハーモナイズされた形であるかということをチェックさせていただければありがたいなと思っている。

(大橋部会長代理) 結局、現実では県が基本計画をつくったり変更したりするのに、国との協議とかも入るので

1年くらいの労力を課すような基本計画をつくらなければならない、市の方が実施計画という形で動き出すと、県の方は自動的にこれに着手しなければならない。そこには今言ったような業務負担が生まれてくるので、本当にこれだけの負担を維持する理由が現行制度にあるのかというところが、今回の提案の一番の根っこだと思う。

(農林水産省) この制度を創設するに当たり、農政的に言うと、例えば面整備をするにしても、いろいろな施策をやるにしても、県が基本的にいろいろな企画立案を実際に行うキーになるプレイヤーである。その意味で、県がマスタープランをつくっていただいたのに沿って、市町村が実施計画をつくっていただきたい。

(高橋部会長) 県にとっては同意協議の負担もある。同意協議の中身は何か。

(農林水産省) 所得税、税の特例がついているため、同意付き協議等はしている。

(高橋部会長) 同意についてメルクマール該当性は。

(農林水産省) 平成10年の地方分権推進計画のメルクマールで財政上又は税制上の特例措置を講ずるものとされている計画を地方公共団体が作成する場合、同意協議でよいということになっている(※)。

※「第2次勧告(平成20年12月8日 地方分権改革推進委員会)」において、「地方自治体相互間又は地方自治体と国その他の機関との協力に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合」として、当該規定の存置が許容されている。

(小早川構成員) 基本は、法的な狭い意味での義務付けではないにしても、県が作りたいたいと積極的に思っているわけでもないということだと思う。できればここには労力を割きたくないと思っている計画づくりなり、計画変更なりに関わらなくてはいけないということである。この仕組みの趣旨はよく分かったが、要するに農村産業導入とは、要は市町村の問題、地域の問題であって、市町村ごとに計画を立ててそれをやるというなら税制なり何なりの優遇措置をつけましょうというシステムであり、その全体のシステムの中で、県がどれだけの役割を担わなくてはいけないのか。市町村が主体になって国の方針と調整をしてやればいいのかとあって、都道府県が、若干の関与はともかく、自らがつちりした計画をつくらなくてはいけないような話なのかということだと思う。

(農林水産省) 例えば地域の産業育成のためにいろいろな施設をつくりたいという話であれば、逆に言えば、別にこういう計画スキームに乗らなくても転用するケースはあるだろうし、ほかにもいわゆる地域振興立法と言われるような幾つかの、経産省でいう未来投資法などのいろいろなパターンがあり、そういうものでも立地はできる。この仕組みは、その県の農業の構造改善、農村改革というのを進める上で、実際には県の方に交付金を配って施設をつくってもらったり、先ほども申し上げたとおり土地改良事業をやってもらったりという形で進めているため、そういう県のマスタープランと整合的に構造改革を進めていただくのと歩調が取れた導入かというのを確認したい、そういうことを誘導したいという制度であり、県がいなくてもいいと言うのであれば、ほかの制度を使っていた方がいいのではないのかという話になると思う。

(小早川構成員) そこまで言っているわけではない。県には県の農業政策、農地政策があり、県のマスタープランはあるのだろうが、それと別に、この農村への産業導入というスキームの中でそのための計画を県がつかなくてはいけないのかということだと思う。県の方針と市町村レベルでのプランが整合しているかは、県としてもチェックする必要があるかもしれないが、それを県の計画づくりという形で制度化する必要はないということ。

(農林水産省) 国税や農地転用の配慮規定のようなものも全て入れて、農業と他産業が調和の取れた形で発展するような誘導をするというのを理想としている。それは何か基準があればいいという話ではなく、例えば県がどういう気持ちで地域の構造改革を進めていこうとしているのかという点がないと単純に土地が抜けてくだけの話になるため、支援措置を講じることにもならないと考えている。

(高橋部会長) 所管省庁としての政策推進のための思いや、それを法律に表現したいという思いも分かるが、同意付き協議が必要な形式であって、かつ、その内容が本当に必要最小限なものになっているのか。新しい計画の仕組みを作るたびにどんどん都道府県のマンパワーが割かれ、本来的に県のやるべきこと、本当に農政を考えると頭に使うマンパワーがなくなってしまう。大きな県はいいが、通常の県のマンパワーというのを考えて、それにふさわしい形での計画の義務付けを考えていただかないと、問題が非常に大きくなる。

義務付けでないと言うが、これは県の職員の立場に立つと、県下の市町村の中で希望が出てくるときに基本計画はありませんと答えられない。そういうのは実質的な義務付けである。県の職員の立場に立って考えていた

だきたい。

(農林水産省) 今の業種選定に係る現行の運用としては、例えば産業導入の目標については雇用の実現の見通しなど地域の実情を踏まえると、事業者との間である程度具体的に話がついているのかヒアリングするなどを定めたのは、実は平成 29 年の改正の時である。業種を追加したときに、業種追加が安易になされると、どんどん優良農地が抜けていってしまうのではないかと話も国会審議などであった。それで、業種追加というのが確実にできるようにこういう規定を入れたところ、我々のところにも市町村が実施計画をつくるたびに、計画を書き直さなくてはいけなくなるから負担があるという話は来ている。確かに制度発足当時は、国会の指摘も踏まえて、このような運用にしたが、制度発足から 5 年も経過し、大体問題点や御苦勞も分かってきたので、この運用ルールは止めにしたいと思っている。それを一足飛びに計画までつくらなくていいようにというのはなかなか難しい。

(高橋部会長) ゼロにしろと言っているわけではなく、政策目的にふさわしい形での、何がしかの県の決定を考えてほしいと言っている。

(農林水産省) 市町村が業種を追加したいので、急に県も直してくれよというのを、都度言われて都度直さなくてはいけない負担感のある運用は望んでいるわけではない。制度発足当時は心配だという国会の声とかもあって、そういう運用にしているが、やり過ぎだと本当に思っているので、そういう運用はないような形にする。昔のマスタープランとしての基本計画という形に戻るので支障は解消されると考えている。

(高橋部会長) マスタープランにふさわしいものにしてほしい。それが計画という形かどうかの点については、まだ隔たりがあるので、2 次ヒアリングでもう一度話し合いをしたい。

### <通番 33：地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等の一体的な策定（消費者庁）>

(高橋部会長) 明確な義務付けではなくても、策定状況の公表を通じたある種の義務付けになっているのではないというのが我々の問題意識である。このような計画策定の義務付けの見直しについては、全国知事会でもワーキング・グループが設置されて検討が行われるなど、地方側でも強い問題意識を持たれ、国会でも何度も取り上げられて、強い問題意識を持たれている。

これを踏まえて地方分権改革有識者会議において調査した結果、法定された条項というのは過去 10 年で 1.5 倍になったと、平成 22 年に 344 だったものが令和 2 年に 505 に増加している。所掌の事務をしっかりと全国に行き渡らせたいという問題意識は我々も分かるが、ただ、この問題意識で府省が全て法定計画をどんどんおつくりになると、結局、肝心の地方行政が回らなくなる現状がある。国はマンパワーがまだあるが、都道府県、市町村に下りるたびに所掌の担当の職員がどんどん減っていく。そのところに上から国のマンパワーでどんどん法定計画を押し付けてくると、もう地方は計画をつくるだけで仕事が終わるという現状がある。肝心の本体の行政ができなくなるという現状。こういうことだと非常に困るという地方の問題意識であり、令和 3 年の提案募集における重点募集テーマとして、この問題を取り上げることとしたという経緯である。

本提案を含め、令和 3 年の提案募集における計画策定関係の提案については、まずは法令上の対応を原則として各府省庁にお願いしている。したがって、消費者庁におかれても法令上の対応でできることをお考えいただきたい。

(大橋部会長代理) 今の部会長の話の続きだが、今日までヒアリングを 4 日行ってきて、いろいろな省庁で似たような行政政策について、複数の計画が法定されていて、地方公共団体は同じような計画をつくらなければいけないということにも窮々としている状況があって、そんなことであれば、一体的に運用すればできますよということではなくて、法令上、きちんと整理してくださいということをお今日までお願いしてきた。

そういう中で、今回の消費者庁の例を見ると、まず一つ特異なのが、この地方版消費者基本計画というのが法令に根拠がない、通知レベルで計画を策定させているということは、やはり異様だと思う。というのは、計画という手法の持つ行政上の事務とか、内容とか、広がりということを考えたら、これは現在のルールでは通知レベルでお願いするような事柄ではないだろうと思う。そのようなものが、この都道府県消費者教育推進計画というようなものと二本立てになっているので、これは統合というような話というよりは、むしろ地方版消費者基本計画の内容のようなものを、教育推進計画の中に盛り込むというような形での改善をお願いできないかということが念頭にある。

それで、特に地方版消費者基本計画は今言ったような通知上のものであるにも関わらずに公表措置によって、

義務付けてはいなくて先ほど自主的だとお話になっていたが、ホームページとかをいろいろ見ると、赤囲いで未達成団体が強調されるというのは、これは単なる事実公表措置を超えて、制裁とまでは言わないが、誘導の意思が強すぎるやり方をされているので、こういう行政スタイルというのは全体として疑問を持っているところである。

この2つの計画の間、さらに国の計画期間のずれということがあって、そうすると、そのところでまた作業が発生する、計画ということになるとパブコメとかを地方公共団体は真面目にやる。ということを見ると、消費者行政の重要性は否定するものではないし、ここに書かれた施策を推進することは是とするものだが、進め方として、やはりこの2つのところを整理していただきたい。その上でやっていただきたい。計画という手法が、やはり相当重たいものなので、それをお願いするにはそれなりのルールでお願いできませんかというのが、基本的な認識だがいかがか。

(消費者庁) 地方版消費者基本計画については、私どもも実は消費者行政、地方の消費者行政の部局というのは必ずしもどこの自治体も潤沢に体制があるわけではないことは認識している。それは各都道府県によってもかなりばらつきもある。

そういった中で、目標として実は強化作戦2020の中では政策目標の1から6までは法の中身というところを書かせていただいている。7の計画については手段で書かせていただいている。我々も最終の目的は手段そのものをやるというよりは、もちろん政策目標にあるような相談体制とか、教育などをしっかりやっていただくということが目標になるので、そういう中で、この計画という手段のところを義務化していく、法律で義務化していくというのは、また、逆側から見れば、絶対つくらなくては行けないと言われると、それはそれで体制であったり、そういったところも厳しい自治体もあるのではないかとということがある。そういった意味で自主性に配慮した中でやらせていただいている。

公表の仕方については、指摘のとおりのところもあるので、これは我々としては率直に言えば、別に赤字で強調して処罰しようとか、そういうつもりは全くないので、公表の仕方は数字だけを出すとか、もっと緩やかなやり方は考えていきたい。

(高橋部会長) 別に消費者基本計画とうたっていないなくても、基本計画という名前で作っているという公表もあると思う。例えばそれなりの方針を書いているものがあれば、それなりの方針を書いていることを並べて記載して、それなりの努力をしていることが正しく評価されるような形、○か×かの公表の仕方ではなくて、そこは考えていただき、こういう形で基本的な施策を考えていますということ伝えるのも重要なのではないか。

(消費者庁) 指摘のとおりだと思う。

○か×かということも、これは実は令和2年度からやり始めたところであるが、いろいろ地域の実情を見ると、実態として形式以外のところでもしっかりやっていただいていると、ことそういう例もあるので、その公表について、単純に資料にあるような○×があってというやり方ではなくて、もう少し柔軟なやり方を考えていきたい。

(高橋部会長) 今の非法定の状況で、このような達成目標を定め政策目標の7にこんな形で入れ込むというものも、非法定の計画にしては踏み込み過ぎかなという気がする。この辺についても少し将来的に、消費者行政に口を挟むものではないが、お考えいただいたほうがいいと思うので、そのことについても検討されたい。

(小早川構成員) 一昨年まで消費者庁の参与をやらせていただいていた。この強化作戦2020は、その時期のことではないと思うが、法的にどんな性質のもので、誰に対して向けられているものなのか。地方公共団体も名宛て人になっているのか。その辺をちょっと簡単に説明いただきたい。

(消費者庁) この強化作戦2020自体は消費者庁として支援していく際の目標ということで、これは名宛て人というか、国民に対してこういった目標でやっていきますという、それを政策評価的に使いながらやっていくということであるが、地方自治体の皆様とも、逆に何もなしで地方自治体の皆さんに頑張れ頑張れと言っても、逆に今度自治体からすると何をすればいいのだろうかということにはなるので、そこはお互いこういった数字を共有しながら地方には努力いただき、我々は交付金なりそういうところで支援をしていくと、そういったような位置付けになっている。

(小早川構成員) 法的な性格付けがはっきりしない。その辺にやや問題があるのかなという感想を持った。

(高橋部会長) 誰に向けてどういう形でやるのかということをはっきりさせていただきたい。どういう性格なのかということだと思う。統合の話だが、これは別の省庁と話したときもそうだが、自治体としては統合できるとされても、住民との間において、つまり、法定されたものを一緒に作成していいのかという自治体の住民に

対する説明責任のところ躊躇されることもあると思う。こちらについてはどうか。地方公共団体の消費者政策に係る計画と一体として策定することができるのか、1項目、地方分権一括法で担うので、可能であれば消費者教育の推進に関する法律の第10条の何項かに入れていただくということとはできないか。

(消費者庁) 先ほど申し上げたとおり、地方版消費者基本計画のところは、この手段のところをまた全自治体に義務化するような形になるのもなかなか難しいと思う。そういった中で、どこでそういったことを明示するかという意味で、なかなか法律上は容易ではないかもしれないが、いずれにしても、地方版消費者基本計画のところをこの策定の手段とか、政策達成の手段自体を義務化するのは難しいところである。

(高橋部会長) 義務化とは言っていない。できる規定を追加できないか。

(消費者庁) 一体化してつくることができるということを、きちんと地方自治体にもお伝えできるように、そこは工夫していく。

(高橋部会長) ぜひ2次ヒアリングまでにまた御検討いただきたい。

(伊藤構成員) 今のお話でちょっと誤解があるかもしれないが、形式的に見ると、仮にこの地方版消費者基本計画が法定計画であるならば、そちらにこの消費者教育推進計画を読み込ませる形で一体化するということは可能だが、消費者庁の計画の体系からすると、この地方版消費者基本計画というのは、先ほど大橋代理もおっしゃったように、もともと法的な根拠が不明確である。しかもこれは努力義務で、ある種任意な部分があるということなので、それを我々は義務付けろとか、法定計画にしろと言っているわけではない。今のこの立て付けから言うと、消費者教育推進計画が法定計画なので、この中に地方版消費者基本計画的な要素を入れ込んで一体化して読み込めないかという提案をしていると理解しているが、いかがか。

(消費者庁) 最終的には、やはり地方の皆様の負担が少なくなるということで、負担が少ない中で、最大限の効率化を図っていくというのが恐らく肝だと思うので、そういう意味では、今おっしゃっていただいた教育推進計画の中に、こういった地方版消費者基本計画的なものの内容を混ぜ込んでやっていただくというのは、柔軟に考えられる方式かなと思う。

(高橋部会長) どういう形がいいのか、2次ヒアリングまでもう一度、今の議論を踏まえてお考えいただいて、再度議論をさせていただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)